



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年9月29日火曜日 第2104号

◇ 目 次 ◇

規 則

○ 障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則…………… 826

告 示

- 保安林の指定…………… 828
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間…………… 828
- 愛媛県工事執行規程の一部改正…………… 828
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧…………… 828
- 建設業者の許可の取消し…………… 829

訓 令

- 愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 829
- 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 831
- 愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部を改正する訓令…………… 831

公 告

- 人事行政の運営等の状況の公表…………… 832

人事委員会規則

- 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則…………… 870

規 則

○愛媛県規則第51号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第2号 （第2条関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定相談支援事業者）指定（更新）申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> 注 省略 別紙1～別紙6 省略 別紙7 （その1） <input type="checkbox"/> 共同生活介護事業者（ケアホーム） の指定 <input type="checkbox"/> 共同生活援助事業者（グループホーム） に係る審査事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> 注 省略 （その2）		様式第2号 （第2条関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定相談支援事業者）指定（更新）申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> 注 省略 別紙1～別紙6 省略 別紙7 （その1） <input type="checkbox"/> 共同生活事業者（ケアホーム） の指定 <input type="checkbox"/> 共同生活援助事業者（グループホーム） に係る審査事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> 注 省略 （その2）	
共同生活住居①	省略 グループホーム（ケアホーム）に供する建物の形態 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> 主たる対象者 <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div>	共同生活住居①	省略 グループホーム（ケアホーム）に供する建物の形態 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div> 主たる対象者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">省略</div>

共同生活 生活住居 ②	省略
	グループホーム（ケアホーム）に供する建物の形態
	省略
	主たる 対象者
共同生活 生活住居 ③	省略
	グループホーム（ケアホーム）に供する建物の形態
	省略
	主たる 対象者
	省略
	グループホーム（ケアホーム）に供する建物の形態
	省略
	主たる 対象者

注 省略

別紙7の2

(その1) 共同生活介護事業者（地域移行型ホーム）の指
 共同生活援助事業者（地域移行型ホーム）の指
 定に係る審査事項

省略

注1～7 省略

8 当該申請に係る入所施設が、障害者自立支援法に基づく指定
 障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平
 成18年厚生労働省令第171号）附則第7条第1項第2号に規定
 する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知
 的障害者通動寮、知的障害者福祉ホーム及び旧精神障害者福祉
 ホーム以外の場合にあつては、当該申請に係る入所施設の入所
 定員又は病院の精神病床の減少計画を記載した書類を添付する
 こと。

9・10 省略

(その2)

共同生活 生活住居 ①	省略
	地域移行型ホームに供する建物の形態
	省略
	主たる 対象者
共同生活 生活住居 ②	省略
	地域移行型ホームに供する建物の形態
	省略
	主たる 対象者
共同生活 生活住居 ③	省略
	地域移行型ホームに供する建物の形態
	省略
	主たる 対象者

注 省略

別紙7の3

(その1) 省略
 (その2)

共同生活 生活住居 ②	省略
	グループホーム（ケアホーム）に供する建物の形態
	省略
	主たる 対象者
共同生活 生活住居 ③	省略
	グループホーム（ケアホーム）に供する建物の形態
	省略
	主たる 対象者
	省略
	グループホーム（ケアホーム）に供する建物の形態
	省略
	主たる 対象者

注 省略

別紙7の2

(その1) 共同生活介護事業者（地域移行型ホーム）の指
 共同生活援助事業者（地域移行型ホーム）の指
 定に係る審査事項

省略

注1～7 省略

8 当該申請に係る入所施設が、障害者自立支援法に基づく指定
 障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平
 成18年厚生労働省令第171号）附則第7条第1項第2号に規定
 する_____精神障害者生活訓練施設、指定知
 的障害者通動寮、知的障害者福祉ホーム及び旧精神障害者福祉
 ホーム以外の場合にあつては、当該申請に係る入所施設の入所
 定員又は病院の精神床数の減少計画を記載した書類を添付する
 こと。

9・10 省略

(その2)

共同生活 生活住居 ①	省略
	地域移行型ホームに供する建物形態_____
	省略
	主たる 対象者
共同生活 生活住居 ②	省略
	地域移行型ホームに供する建物形態_____
	省略
	主たる 対象者
共同生活 生活住居 ③	省略
	地域移行型ホームに供する建物形態_____
	省略
	主たる 対象者

注 省略

別紙7の3

(その1) 省略
 (その2)

共同生活住居①	省略	
	経過的居宅介護利用型ケアホーム（グループホーム）に供する建物の形態	
	主たる対象者	<input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者
共同生活住居②	省略	
	経過的居宅介護利用型ケアホーム（グループホーム）に供する建物の形態	
	主たる対象者	<input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者
共同生活住居③	省略	
	経過的居宅介護利用型ケアホーム（グループホーム）に供する建物の形態	
	主たる対象者	<input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者

注 省略

別紙8～別紙14 省略

共同生活住居①	省略	
	経過的居宅介護利用型ケアホーム（グループホーム）に供する建物の形態	
	主たる対象者	<input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者
共同生活住居②	省略	
	経過的居宅介護利用型ケアホーム（グループホーム）に供する建物の形態	
	主たる対象者	<input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者
共同生活住居③	省略	
	経過的居宅介護利用型ケアホーム（グループホーム）に供する建物の形態	
	主たる対象者	<input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者

注 省略

別紙8～別紙14 省略

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1199号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林の所在場所
今治市玉川町龍岡上字花平甲543、字中ノ村丁312、字ウトウ谷丁444の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1200号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項

（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を採業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年9月29日から10月12日まで

○愛媛県告示第1201号

愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）の一部を次のように改正し、平成21年10月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程の規定は、同日以後に入札の公告又は通知を行う工事に係る工事台帳について適用し、同日前に入札の公告又は通知を行った工事に係る工事台帳については、なお従前の例による。

平成21年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

様式第11号中「調査基準価格」を「調査基準価格又は最低制限価格」に改める。

○愛媛県告示第1202号

四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・五良野ポンプ地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定

により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年9月29日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・五良野ポンプ地区) 計画書の写し

- (2) 四国中央市三島土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成21年9月30日から10月28日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所本庁

○愛媛県告示第1203号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-18)第4075号	平成18年7月28日	善家工務店	善家 量男	北宇和郡鬼北町大字出目1984	平成21年8月21日	建築工事業	建設業の廃止

訓 令

○愛媛県訓令第22号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表(第4条、第6条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表(第4条、第6条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分 所 長 課 長		組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分 所 長 課 長		
健 康 増 進 課	1~7 省略				健 康 増 進 課	1~7 省略				
	8 愛媛県食の安全安心推進条例(平成20年愛媛県条例第71号)の施行に関する事務(健康増進法に係るものに限る。)	1 自主回収の措置に関する指導その他の必要な指示(第22条第2項)	○							
		2 危害情報の申出の受理(第25条第1項)	○							
		3 危害情報の申出に係る必要な調査及び措置(第25条第2項)	○							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分 所 長 課 長		組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分 所 長 課 長		
生 活 衛 生 課	1~16 省略				生 活 衛 生 課	1~16 省略				

17 愛媛県食の安全安心推進条例の施行に関する事務（食品衛生法に係るものに限る。）	1 自主回収の措置に関する指導その他の必要な指示（第22条第2項）	○	
	2 危害情報の申出の受理（第25条第1項）	○	
	3 危害情報の申出に係る必要な調査及び措置（第25条第2項）	○	

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者					知事	専決者	
				部長	局長					部長	局長
健康増進課	1～11 省略					健康増進課	1～11 省略				
	12 愛媛県食の安全安心推進条例の施行に関する事務	1 他の行政機関の長に対する危害情報の申出内容の通知（健康増進法に係るものに限る。）（第25条第2項ただし書）									○
	13 省略						12 省略				
	14 省略						13 省略				
	15 省略						14 省略				
	16 省略						15 省略				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者					知事	専決者	
				部長	局長					部長	局長
業務衛生課	1～18 省略					業務衛生課	1～18 省略				
	19 愛媛県食の安全安心推進条例の施行に関する事務	1・2 省略					19 愛媛県食の安全安心推進条例の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 自主回収の着手の報告の受理（第22条第1項本文）									○
		4 自主回収の終了の報告の受理（第22条第3項）									○
		5 自主回収の公表及び関係行政機関の長に対する情報提供（第23条）									○
		6 他の行政機関の長に対する危害情報の申出内容の通知（食品衛生法に係るものに限る。）（第25条第2項ただし書）									○
	20～24 省略						20～24 省略				

附 則

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

○愛媛県訓令第23号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者					知 事	専決者		
				部 長	局 長					部 長	局 長	課 長
農 産 園 芸 課	1～12 省略					農 産 園 芸 課	1～12 省略					
	13 社団法人愛媛県園芸振興基金協会（昭和47年3月27日に社団法人愛媛県果実生産出荷安定基金協会という名称で設立された法人をいう。）に関する事務	1 業務対象年間の短縮の承認（社団法人愛媛県園芸振興基金協会業務方法書（以下この部において「業務方法書」という。）			○		13 社団法人愛媛県野菜価格安定基金協会（昭和46年9月30日に社団法人愛媛県野菜価格安定基金協会という名称で設立された法人をいう。）に関する事務	1 業務対象年間の短縮の承認（社団法人愛媛県野菜価格安定基金協会業務方法書（以下この部において「業務方法書」という。）				○
	2 省略							2 省略				
14・15 省略						14・15 省略						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第24号

土 木 部
地 方 局

愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部を改正する訓令

愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱（昭和56年愛媛県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中

「

調査基準価格	無・有
--------	-----

」

を

「

調査基準価格又は最低制限価格の別	調査基準価格・最低制限価格
------------------	---------------

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。